

最高裁秘書第5963号

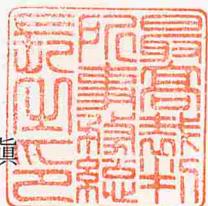
令和元年12月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第5178号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 66期に関する、司法修習生の選択型実務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について（司法研修所事務局長の通知）
- (2) 67期ないし70期に関する、司法修習生の選択型実務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について（司法研修所事務局長の通知）
- (3) 68期に関する、全国プログラムの募集から決定まで（フローチャート）
- (4) 67期及び68期に関する、選択型実務修習全国プログラム集計
- (5) 68期及び69期に関する、事務日程

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。
- (2) 1の(2)及び(4)の各文書は、いずれも作成又は取得していない。
- (3) 1の(3)及び(5)の各文書は、いずれも廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）